

(様式)

行政手続法・行政手続条例に基づく不利益処分に係る処分基準

	所管課室名	衛生薬務課	整理番号	4-7-13
処分の種類	旅館業の許可取消、営業停止命令			
根拠法令等・条項	・旅館業法 第八条			
処分の概要	<p>・都道府県知事は、営業者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律に基づく処分に違反したとき、又は第三条第二項各号（第四号を除く。）に該当するに至つたときは、同条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めて所管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。営業者（中段配水系）営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該旅館業に関し次に掲げる罪を犯したときも、同様とする。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条又は第八十三条の罪</p> <p>二 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）に規定する罪（同法第二条第四項の接待飲食等営業及び同条第十一項の特定遊興飲食店営業に関するものに限る。）</p> <p>三 売春防止法（昭和三十一年法律第一百十八号）第二章に規定する罪</p> <p>四 児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第二章に規定する罪</p> <p>五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の削除等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪</p>			
処分基準	・旅館業法関係行政処分取扱要綱			
基準の制定根拠	・旅館業法 第三条第二項第三号、第八条、第九条 ・旅館業法施行令 第一条 ・旅館業法関係行政処分取扱要綱			